

○ 総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 松本 剛明



1	当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするとき	様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し
2	当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするとき	様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
3	当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合	様式第七の四の届出書
4	当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合	様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項
11	認定電気通信事業者が第六項（第三号に係る部分に限る。）及び第十項（第三号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出をするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
12	全部認定事業者が第六項（第四号に係る部分に限る。）及び第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
13	〔略〕	
14	〔略〕	
15	〔略〕	
	（第一号基礎的電気通信役務の範囲）	
第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。		
一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第一項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）		
イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものに限る。）		
ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものと適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）		
〔1・2 略〕		
10	〔同上〕	
9	〔同上〕	
11	〔同上〕	
8	認定電気通信事業者が前項第二号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
7	認定電気通信事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
6	認定電気通信事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
5	認定電気通信事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
4	認定電気通信事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
3	認定電気通信事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
2	認定電気通信事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
1	（基礎的電気通信役務の範囲）	
第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。		
一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）		
イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの）		
ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものと適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）		
〔1・2 同上〕		



当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。) が

次のいずれかで提供されるもの

(イ) 第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾す承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。)の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額

(ロ) 当該光電話役務の提供に係る区域における第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額(イに掲げるものを除く。)

〔2・3 略〕

四  
〔口 略〕

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務(ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に応する部分に係るもの)であつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額(イに掲げるものを除く。)

〔ロ・ハ 略〕

(第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施のい、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

(第二号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げるものの(即電気通信役務に該当するものを含む。)であつて、その下り名目速度(端末系伝送送

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。)の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額

(ロ) 当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額(イに掲げるものを除く。)

〔2・3 同上〕

四  
〔口 同上〕

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務(ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に応する部分に係るもの)であつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額で提供されるもの

〔ロ・ハ 同上〕

(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

〔新設〕

路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。)が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

一 FTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)

第一条第二項第七号に規定するものをいう。)のうちデータ伝送役務として提供されるもの

二 CATVアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十号に規定するものをいう。)のうちデータ伝送役務として提供されるものであつて、次のいずれにも該当するもの

イ 光信号伝送用の伝送路設備(利用者の電気通信設備(電気通信事業者が設置する電気通信設備であるに設置されるものを含む。)と接続される一端に同軸ケーブルが用いられるものに限る。)により構成される端末系伝送路設備を用いて提供されるもの

ロ 総務大臣が定める国際的な標準に適合している端末系伝送路設備を用いて提供されるもの

三 専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスマルチス用設備(光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備(その一端が専ら利用者の屋内用ルータ(電気通信事業報告規則第一条第二項第二十六号に規定するものをいう。以下この号において同じ。)と接続される無線設備であつて、電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。)により構成される端末系伝送路設備をいう。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務を含む。)であつて、ベストエフオート型であるものをいう。)のうちデータ伝送役務として提供されるもの

2 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者のうち、四半期末における第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える者(当該四半期末の直前の四半期末における当該契約数が三十万に満たなかつた者に限る。)が当該四半期末後に最初に法第十九条第一項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に届けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「その第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末における当該契約数が三十万に満たなかつた場合に限る。)の末日から起算して三月以内に、総務大臣に届け出なければならぬ」とする。

3 前項の場合において、法第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項(電気通信事業施行規則(昭和六十一年郵政省令第二十五号)第十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合も含む。以下同じ。)」と、第十五条中「その実施の日の七日前までに」とあるのは「その第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末における当該契約数が三十万に満たなかつた場合に限る。)の末日から起算して三月以内に」とする。

第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（専ら卸電気通信役務を利用して当該第二号基礎的電気通信役務を提供する者に限り、事業用電気通信設備を設置する者を除く。）に対する法第四十一条第二項、法第四十二条第四項、法第四十四項第一項、法第四十四条の三第一項及び法第四十五条第一項の規定の適用については、法第四十一条第二項中「を除く」とあるのは、（並びに専ら卸電気通信役務を利用して第二号基礎的電気通信役務の提供する者）当該第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く」とする。

（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備）

第十四条の四 法第七条第二号の総務省令で定める専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するため設置される電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。

（第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）（一）に、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

- 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（単位業務区域の全世帯数に占める当該端末系伝送路設備を設置して当該第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十九の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨
- 二 前号に規定する場合に該当する場合において、同号に規定する場合に該当する状態で第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が一年を超えないときは、その旨
- 三 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるか否かその他必要な事項

2 前項の規定による報告を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令の規定」とあるのは「第十四条の五第一項」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 加入電話（公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務
- 二・三 略】

（届出契約款等の公表）

〔新設〕

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務

〔一・三 同上〕

（契約款等の公表）

第二十二条 法第二十三条第一項の規定による届出契約約款又は保障契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二条の二の十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（第一号基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供（当該第一号基礎的電気通信役務の提供が法第二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいづれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（提供条件の説明）

第二十二条の二の三 「略」

3 「略」

3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十二条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならぬ。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めることが条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。））は、これらの方針によることができる。

4 「一〇六 略」

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

2 「一〇十二 略」

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

3 「一〇一 略」

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備（共同住

第二十二条 法第二十三条第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二条の二の十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいづれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（提供条件の説明）

第二十二条の二の三 「同上」

3 「同上」

3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十二条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十一項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならぬ。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めることが条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。））は、これらの方針によることができる。

4 「一〇六 同上」

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 「同上」

2 「一〇二 同上」

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備（共同住

宅等に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）を他事業者が利用する場合における次の事項

〔3 略〕  
〔イ～ハ 略〕  
〔四～十二 略〕

〔3 略〕  
（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）  
〔第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。〕

〔一 略〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ～ヘ 略〕

ト 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

〔第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

〔一～五 略〕

五の二 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ 名目速度（端末系伝送路設備と利用者の電気通信設備との間の通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第八号の二へにおいて同じ。）に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔六・七 略〕

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

〔イ～リ 略〕

宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）を他事業者が利用する場合における次の事項

〔3 同上〕  
〔イ～ハ 同上〕  
〔四～十二 同上〕

〔3 同上〕  
（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）  
〔第二十七条の二 同上〕

〔一 同上〕

〔イ～ヘ 同上〕

〔新設〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

〔第二十七条の五 同上〕

〔一～五 同上〕  
〔新設〕

〔六・七 同上〕  
八 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

〔イ～リ 同上〕

八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備、次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

ロ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図

ハ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

ニ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書

ホ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ヘ 名目速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ト その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に對応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備、次に掲げる書類

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

〔イ 略〕

〔ハ 略〕

〔2 略〕  
(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条

〔略〕

第二十二条の二の三第三項

電気通信事業者が

届出媒介等業務受託者が

当該電気通信事業者の法  
第十一條第一項第二号に  
規定する登録番号又は第  
九条第十五項若しくは第  
六十条の二第二項に規定  
する届出番号を含む。

〔新設〕

〔2 略〕

九 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

〔ハ 同上〕

〔十〕十四 「同上」

〔2 同上〕

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条

〔略〕

第二十二条の二の三第三項

電気通信事業者が

届出媒介等業務受託者が

当該電気通信事業者の法  
第十一條第一項第二号に  
規定する登録番号又は第  
九条第十一項若しくは第  
六十条の二第二項に規定  
する届出番号を含む。

当該電気通信事業者の法  
第十一條第一項第二号に  
規定する登録番号又は第  
九条第十一項若しくは第  
六十条の二第二項に規定  
する届出番号を含む。

〔2 略〕

〔2 同上〕

〔同上〕

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条

〔同上〕

第二十二条の二の三第三項

電気通信事業者が

届出媒介等業務受託者が

当該電気通信事業者の法  
第十一條第一項第二号に  
規定する登録番号又は第  
九条第十一項若しくは第  
六十条の二第二項に規定  
する届出番号を含む。

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計規則（昭和六十一年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号に掲げる書類（同項第第十号及び

第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。）

二 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）

三 財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

六 第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

（第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

〔削る〕

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。

3 〔略〕

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等）

第四十条の四の三 〔略〕

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

一 様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。）

二 基础的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三 基础的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四 申請に係る基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

五 第十四条第二号に規定する基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

（基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、様式第三十八の二の基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

2 基础的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和六十一年郵政省令第二十六号）の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

3 法第百八条第一項第一号の規定による基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。

4 〔同上〕

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。

（適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等）

第四十条の四の三 〔同上〕

(第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

第四十条の四の四 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする第一種適格電気通信事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。

〔2 略〕

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類

ロ 当該特別支援区域における当該第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び当該第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の四の計画書（以下この章において「特別支援区域整備・役務提供計画書」という。）

2| 前項の規定（同項第五号イに係る部分に限る。）による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令の規定」とあるのは「第四十条の四の五第一項第五号イ」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四の六 法第百十条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

一 第二号基礎的電気通信役務収支表

二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書

2| 前項各号に掲げる書類の公表は、法第百十条の三第一項の規定による申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

第四十条の四の四 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする適格電気通信事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。

〔2 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

3| 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

(第一種適格電気通信事業者による書類の提出)

第四十条の五 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第三号及び第四号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務収支表

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第一号に掲げる規模を超えるか否かその他必要な事項

ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書

2| 前項の規定(同項第五号イに係る部分に限る。)による提出を行おうとする場合における第

七十一条第一項の規定の適用については、同項中「この省令の規定」とあるのは「第四十条の五の二第一項第五号イ」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「一とする」とする。)

(第二種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準)

第四十条の五の三 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、これらの書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

一 法第一百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の三の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表

二 法第一百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表

三 法第一百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の四の五第一項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表

四 法第一百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格

(適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五 適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表  
前項の規定によるもののが、同項各号に掲げる書類の作成に当たつては、二以上の種類の  
電気通信役務（基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の事業をいう。この条並びに様  
式第三十八条の二及び様式三十九の二の二に規定して同じ。）に関連する収益及び費用は、次の各  
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配  
賦しなければならない。

一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の入件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
放送設備使用料	回線数比
租税公課	同上
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の入件費比

二 固定資産に係る配賦基準 及び該当の基準

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帶域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線とし

前項の場合において、当該基準によつて配賦することができる。

たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定める。

- 一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同人において同じ。）における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)

第四十条の六の二 法第百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。

- 一 一般支援区域 百分の五十
- 二 特別支援区域 百分の十

- 2 法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。
- (法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)
- 第四十条の六の三 法第百七条第二号及び法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める期間は一年とする。

(第一号基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十一条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。

(法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（て換算する。）又は取扱量比

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定める。

- 一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

(新設)

〔新設〕

(基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。

(法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

〔新設〕

(基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。

一	専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
二	前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務 イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。） ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。） ハ 自営等BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
二	IP-VPNサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
ホ	広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
ヘ	専用役務
ト	仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
チ	通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務
（第一種交付金及び第二種交付金の額の公表）	
第四十条の八	法第九条第四項の規定による第一種交付金及び法第十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用してことにより、これを行わなければならない。
〔2 略〕	
〔法第一百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位〕	
第四十条の八の二	法第一百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。
2 前項の町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。 （一般支援区域等の指定等）	
〔2 同上〕	

第四十条の八の三	総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、
法第一百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用してことにより、これを行わなければならない。	
後五月以内に、法第一百十条の二第一項の規定による一般支援区域の指定若しくは同条第二項の規定による特別支援区域の指定又は法第一百十条の二第三項の規定による一般支援区域若しくは特別支援区域の指定の解除を行うものとする。	
〔法第一百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法〕	
第四十条の八の四	法第一百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。
一 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額	
二 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信	

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕





<p>電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別業とすること。</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該に、当該第一号基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>3 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務について記載すること。</p> <p>〔4～6 略〕</p> <p>様式第13 (第15条関係)</p>
<p>〔第一号〕 (第二号) 基礎的電気通信役務契約約款設定 (届出契約約款変更) 届出書</p> <p>〔略〕</p> <p>電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり <u>届出契約約款を変更</u> するので届け出ます。</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 料金の設定又は変更後の料金指數及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に係る料金の設定若しくは変更を含む契約約款の設定又は届出契約約款の変更の届出の場合に限り記載すること。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>様式第15の2 (第22条の2第2項関係)</p>	<p>注1 電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり <u>契約約款を設定</u> するので届け出ます。</p> <p>〔表同左〕</p> <p>注1 料金の設定又は変更後の料金指數及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に係る料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出の場合に限り記載すること。</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>様式第15の2 (第22条の2第2項関係)</p>
<p>第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書</p> <p>〔略〕</p> <p>電気通信事業法第25条第1項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条</p>	<p>注1 電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第</p>

の2第2項の規定により、報告します。

〔略〕

電気通信事業法施行規則第14条第3号又は  
第4号に規定する第一号基礎的電気通信役  
務により提供する区域

〔同左〕

電気通信事業法施行規則第14条第3号又は  
第4号に規定する基礎的電気通信役務によ  
り提供する区域

〔略〕

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務  
により提供する区域ごとに別業とすること。  
〔2～4 略〕

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

第一種適格電気通信事業者指定申請書

〔略〕

電気通信事業法第108条第1項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいの  
で、次のとおり申請します。

1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

注 法第108条第2項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第40条の7に規定す  
るもの記載すること。

2 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するため設置している電気通信設備と他の電気通

信設備との接続に定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締  
結年月日

〔注 略〕

3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の 業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる第一号 基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

〔略〕

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

〔表略〕

2項の規定により、報告します。

〔同左〕

電気通信事業法第108条第1項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいの、次の  
とおり申請します。

1 提供する基礎的電気通信役務の種別

注 法第108条第2項に規定する基礎的電気通信役務の種別として第40条の7に規定するもの  
を記載すること。

2 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するため設置している電気通信設備と他の電気通信  
設備との接続に定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締  
結年月日

〔注 同左〕

3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の 業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的 電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

〔同左〕

第1表 同左

〔表同左〕

注 1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

(1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るものとのうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

(2) 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもの

〔2・3・略〕

4 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

5 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

6 2以上の組目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号に規定する表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 交付金等

〔表略〕

注 1 「交付金」とは法第107条第1号の第一種交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金を示す。

〔2・略〕

様式第38の2の2 (第40条の4の5関係)

注 1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

(1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るものとのうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

(2) 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

〔2・3・同左〕

4 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

5 基础的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することができる。当該基準によって配賦することができる。

6 2以上の組目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第4に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することができる。

第2表 〔同左〕

〔表同左〕

注 1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の負担金を示す。

〔2・同上〕

〔新設〕

第二種適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたもので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別  
注 法第7条第2号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の3第1項第1号、第2号又は第3号に掲げるものを記載すること。

2 業務区域

様式第38の2の3(第14条の5第1項、第40条の4の5第2号、第40条の5の2第2号関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年 月 日から  
年 月 日まで  
(単位 円)

〔新設〕

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
	うち設備費用	うち設備費用		
	管理部門費用	利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの				
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの				
3 第14条の3第1項第3号に掲				

げるもの					
合計					

注1

設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

注2

設備利用部門とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

注3

第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用について、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦する事が著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

注4

2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号に規定する表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦する事が著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表

第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

1 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	
2 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	
3 1から2を減じた額	

注 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

第3表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				

2 当該適格電気通信事業者 の算定自己負担額				
3 負担金 計				
<p><u>注1</u> 「交付金」とは法第107条第2号の交付金を、「負担金」とは法第110条の5第1項の負担金を示す。</p> <p><u>2</u> 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、 この表は不要とする。</p> <p>様式第38の2の4 (第40条の4の5、第40条の4の7関係)</p>				
<p>特別支援区域整備・役務提供計画書</p> <p>年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日</p>				
<p>(ふりがな) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の 氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届 出番号</p>				
<p>第40条の4の5第4号の規定により、特別支援区域整備・役務提供計画書を定めます。</p>				
<p><u>1</u> 計画の概要</p>				
地域名	役務の細 且 備の規模	達成すべき電気通信 回線設備の規模	光ファイバ等の整備時期 の譲受等の時期	公設光ファイバ等の譲受等の時期 の譲受等の時期
第14条の 3第1項 第1号に 掲げるも の				
第14条の 3第1項 第2号に 掲げるも の				

[新設]

第14条の 3 第1項 第3号に 掲げるも の				
合計				

注1 地域名の欄には、原則として第10条の8の2の規定により定める町又は字名を記載すること。

2 達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、目標とする電気通信回線設備の規模を記載すること。

3 合計の欄には、第14条の3第1項第1号から第3号までの電気通信役務のいずれかが提供可能な電気通信回線設備の規模の目標を記載すること。

4 光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

5 公設光ファイバ等（地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等）の譲受等時期の欄には、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合の当該電気通信回線設備を譲受することが見込まれる時期又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

6 役務提供開始時期の欄には、新たに電気通信回線設備を整備、譲受等する場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。

7 備考欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と、新たに設置する電気通信回線設備の規模、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「設備の譲受等」と記載することともに、地方公共団体から譲渡を受ける電気通信回線設備の規模又は新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

2 計画の詳細



（電気通信事業会計規則の一部改正）

第二条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する  
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に  
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。  
）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(目的)

第一条 この省令は、指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

(遵守義務)

第二条 指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

2 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者（当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が指定電気通信役務提供事業者、禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者（次項に規定するものを除く。）は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限り、）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

〔2 略〕  
〔一～八 略〕  
九 削除  
〔十～十二 略〕

改 正 前

(目的)

第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

(遵守義務)

第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

2 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者（当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者（次項に規定するものを除く。）は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

〔2 同上〕  
〔一～八 同上〕  
九 基礎的電気通信役務損益明細表  
〔十～十二 同上〕

(関連収益及び関連費用)

第十五条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

〔2 略〕

3 二以上の種類（別表第一様式第15の表及び様式第16の表の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第一又は別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

〔4 略〕

（収支の状況その他会計に関する事項の公表）

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限り、）に記載する事項とする。

〔1 略〕

〔2 略〕

(関連収益及び関連費用)

第十五条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 二以上の種類（別表第一様式第14の表から様式第16の表までの役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

〔4 同上〕

（収支の状況その他会計に関する事項の公表）

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限り、）に記載する事項とする。

〔1 略〕

〔2 略〕

事 業 者 名

〔様式第14〕 基礎的電気通信役務損益明細表

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

〔削除〕

〔様式第14〕

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合計				

(記載上の注意)

- 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載すること。
- 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
  - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費	料金請求件数比	料金請求件数比	料金請求件数比	料金請求件数比
運 費	契約申込等件数比	契約申込等件数比	契約申込等件数比	契約申込等件数比
施設保全費	関連する固定資産額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比	関連する固定資産額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比	関連する固定資産額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比	関連する固定資産額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比
共通費	関連する固定資産額又は営業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比	関連する固定資産額又は営業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比	関連する固定資産額又は営業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比	関連する固定資産額又は営業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比
管理費	門の入件費比若しくは支出額比	門の入件費比若しくは支出額比	門の入件費比若しくは支出額比	門の入件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産額比	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産額比	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産額比	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産額比
研究費	同上	同上	同上	同上
減価償却費	関連する固定資産額(帳簿額をいう。以下この様式において同じ。)比	関連する固定資産額(帳簿額をいう。以下この様式において同じ。)比	関連する固定資産額(帳簿額をいう。以下この様式において同じ。)比	関連する固定資産額(帳簿額をいう。以下この様式において同じ。)比
固定資産除却費	関連する固定資産額比	関連する固定資産額比	関連する固定資産額比	関連する固定資産額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比	回線数比又は取扱量比	回線数比又は取扱量比	回線数比又は取扱量比
租税公課	管理部門等の入件費比	管理部門等の入件費比	管理部門等の入件費比	管理部門等の入件費比
固定資産税等	開運する固定資産額比	開運する固定資産額比	開運する固定資産額比	開運する固定資産額比
事業所税	各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。	各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。	各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。	各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帶域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比
3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記2の基準に準じて算定すること。	3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記2の基準に準じて算定すること。
4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。	4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
5 用紙の大きさは日本工業規格A4列4番とすること。	5 用紙の大きさは日本工業規格A4列4番とすること。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する  
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に  
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。  
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対  
象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	改 正 後	目次	改 正 前
「第一章 略」	「第一章 同上」	「第一章 略」	「第一章 同上」
「第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備」	「第二章 同上」	「第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備」	「第二章 同上」
「第一節～第五節 略」	「第一節～第五節 同上」	「第一節～第五節 略」	「第一節～第五節 同上」
「第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第三十一条の十一)」	「第六節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十四条)」	「第六節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十四条)」	「第六節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十四条)」
「第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」	「第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」	「第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」	「第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」
「第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策」	「第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (第三十七条～第四十条)」	「第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (第三十七条～第四十条)」	「第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (第三十七条～第四十条)」
「第一款 第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第三十六条の十一～第四十条)」	「第一款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」	「第一款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」	「第一款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」
「第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」	「第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」	「第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」	「第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第四十条の二～第四十条の四)」
「第三条 (略)」	「第三条 (略)」	「第三条 (略)」	「第三条 (略)」
2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
「一～四の二 略」	「一～四の二 同上」	「一～四の二 同上」	「一～四の二 同上」
「四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、第一種適格電気通信事業者が第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものであるものをいう。」	「四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。」	「四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、第一種適格電気通信事業者が第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。」	「四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、第一種適格電気通信事業者が第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。」
「五～十三 略」	「五～十三 同上」	「五～十三 同上」	「五～十三 同上」
「第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)」	「第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)」	「第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)」	「第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備 (第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)」
「第三十六条の十一 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度 (電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。) に關し、国際的な標準に適合するものでなければならぬ。」	「第三十六条の十一 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度 (電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。) に關し、国際的な標準に適合するものでなければならない。」	「第三十六条の十一 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度 (電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。) に關し、国際的な標準に適合するものでなければならない。」	「第三十六条の十一 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度 (電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。) に關し、国際的な標準に適合するものでなければならない。」
「新設」	「新設」	「新設」	「新設」

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策	
第一款 第一号基礎的電気通信設備の損壊又は故障の対策	
第三十六条の十一 この款の規定は、第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備に備について適用する。	
（適用の範囲） 第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備	
第三十六条の二 この款の規定は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備について適用する。	
（適用除外） 第四十一条の三 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三一）	
第一項第三号及び第五号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、事業用電気通信設備について準用する。	
（準用） 第四十四条の二 【略】	
第四十条の四 前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利	
用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。	
（準用） 第四十一条の二 【略】	
第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備	
（第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備） 第四十五条 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度に関し、国際的な標準に適合するものでなければならぬ。	
第四章 第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の用に供する電気通信設備	
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
〔新設〕 第四十五条 同上	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



をいう。) が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。)	携帯電話・P H S アクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・P H S アクセスサービスを提供する電気通信事業者
----------------------------	---------------------	---

〔2～4 略〕

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは業者若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定期までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)おでこ、書面等により総務大臣に提出しなければならない。様式第10(第2条第1項関係)

〔表 略〕

〔注1～2 略〕

3 ワイヤレス固定プロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

を記載すること。

〔5 略〕

〔6 略〕

様式第10の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

〔2～4 同上〕	携帯電話・P H S アクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・P H S アクセスサービスを提供する電気通信事業者
----------	---------------------	---

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは業者若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定期までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)おでこ、書面等により総務大臣に提出しなければならない。様式第10(第2条第1項関係)

〔表 同左〕

〔注1～2 同左〕

〔新設〕

3 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

を記載すること。

〔5 同左〕

〔6 同左〕

〔新設〕

サービスの種類 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名

参考事項	区分		合計
	契約数(専用型)	契約数(共用型)	

注1 契約数(専用型)は、電気通信事業法施行規則第14条の3第1項第3号に規定するデータ伝送役務の契約数を記載すること。契約数(共用型)は、同号で規定されるデータ伝送役務以外のワイレス固定ブロードバンドアクセスサービスの契約数を記載すること。

2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3 一の契約で複数のシステムを利用する場合は、一の契約数として報告すること。

4 他の電気通信事業者に対し、制電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

5 他の電気通信事業者に対し、制電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項目に当該事業者名、法人番号及び契約数をそれぞれ記載すること(「契約数(専用型)」に係るものに限る。)。

6 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第12(第2条第1項関係)

〔表略〕

〔注1～5 暫〕

6 三・九一四世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー

ビスを提供している場合には、「参考事項」の項目に当該契約数を記載すること。

7 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。

8 〔略〕

様式第12の2(第2条第1項関係)

〔表略〕

〔注1～4 暫〕

5 第五世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項目に当該契約数を記載すること。

6 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目に

様式第12(第2条第1項関係)

〔表同左〕

〔注1～5 同左〕

〔新設〕

6 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。

7 〔同左〕

様式第12の2(第2条第1項関係)

〔表同左〕

〔注1～4 同左〕

〔新設〕

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容

その内容を記載すること。

を記載すること。

7 [略]  
様式第12の3 (第2条第1項関係)

第1表

[表略]  
[注1～8 略]

9 ローカル5G通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

10 注4から注9までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11 [略]

12 [略]

13 [略]

[第2表 略]

様式第13 (第2条第1項関係)

第1表

[表略]  
[注1～6 略]

7 広帯域移動無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [略]

10 [略]

11 [略]

[第2表 略]

様式第13の2 (第2条第1項関係)

第1表

[表略]  
[注1～6 略]

7 地域広帯域無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [略]

10 [略]

[第2表 略]

様式第13の2 (第2条第1項関係)

第1表

[表略]  
[注1～8 略]

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 [同左]

9 [同左]

10 [同左]

[第2表 同左]

様式第13 (第2条第1項関係)

第1表

[表同左]  
[注1～6 同左]

[新設]

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 [同左]

9 [同左]

10 [同左]

[第2表 同左]

様式第13の2 (第2条第1項関係)

第1表

[表同左]  
[注1～6 同左]

[新設]

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 [同左]

9 [同左]

10 [同左]

〔第2表 略〕

備考 裏中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔第2表 同左〕

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第五条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

<p>第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則</p>	<p>改 正 後</p>
<p>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則</p>	<p>改 正 前</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>〔第一章 略〕</p> <p>〔第二章 第一種交付金〕</p> <p>〔第三章 第一種負担金〕</p> <p>〔第四章 略〕</p>	<p>〔第一章 同上〕</p> <p>〔第二章 交付金〕</p> <p>〔第三章 負担金〕</p> <p>〔第四章 同上〕</p>
<p>〔第一節～第三節 略〕</p> <p>〔第一款～第三款 略〕</p> <p>〔第四節 第一種交付金の交付の特例（第二十二条）〕</p> <p>〔第三章 第一種負担金（第二十三条～第二十九条）〕</p> <p>〔第四章 略〕</p>	<p>〔第一節～第三節 同上〕</p> <p>〔第一款～第三款 同上〕</p> <p>〔第四節 交付金の交付の特例（第二十二条）〕</p> <p>〔第三章 負担金（第二十三条～第二十九条）〕</p> <p>〔第四章 同上〕</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>〔一 略〕</p> <p>二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>三 平均単価 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数で除して得た額をいう。</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五 算定対象加入者回線 合算対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係るもの</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>三 平均単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数で除して得た額をいう。</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五 算定対象加入者回線 合算対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るもの</p>

るものをいう。

## 〔六 略〕

### 〔遵守義務〕

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十一条に規定する電気通信事業者、事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章 第一種交付金

### 〔第一種交付金の額等の認可申請〕

第四条 法第百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

### 〔一 略〕

二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

をいう。

## 〔六 同上〕

### 〔遵守義務〕

第三条 適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十一条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章 交付金

### 〔交付金の額等の認可申請〕

第四条 法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける第一号基礎的電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

### 〔一 同上〕

二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額



格電気通信事業者に係る額を合計した額

二 限度割合を超えないこととなる第一種適格電気通信事業者（自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者に限る。）について当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額

二 当該第一種適格電気通信事業者（自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額

3 前二項の規定により算定した第一種交付金の額が、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した營業費用の合計額から營業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、第一種交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合は、零）とする。

4 前項の規定により算定した第一種交付金の額が、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した第一種交付金の額が零となつた年度の翌年度以降に支援機関が行う法第百九条第一項の認可の申請（前項の規定により算定した第一種交付金の額が零とならない場合に限る）における第一種交付金の額の算定方法は、前三項の規定により算定した第一種交付金の額から、第一種交付金の額が零となつた年度の当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額（当該認可の申請があつた日の属する年度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額）を控除する場合にあっては、当該額を控除した額を控除する方法とする。ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。

（原価等の届出）

第六条 法第百九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

業者に係る額を合計した額

二 限度割合を超えないこととなる適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者に限る。）について当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

二 当該適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

3 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した營業費用の合計額から營業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合は、零）とする。

4 前項の規定により算定した交付金の額が零となつた年度の翌年度以降に支援機関が行う法第百九条第一項の認可の申請（前項の規定により算定した交付金の額が零とならない場合に限る）における交付金の額の算定方法は、前三項の規定により算定した交付金の額から、交付金の額が零となつた年度の当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額（当該認可の申請があつた日の属する年度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額）を控除する方法とする。ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。

（原価等の届出）

第六条 法第百九条第一項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第百九条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 同上〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価



(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十一条 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

〔一 略〕

二 第八条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号口に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

（設備管理部門及び設備利用部門）

第十二条 法第一百九条第二項の原価（以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。）は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2 第一号基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であつて次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

する。

〔一～四 略〕

（通信量等の記録）

第十三条 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表（）に記録しておかなければならぬ。

2 前項に規定する通信量等を記録しようとする第一種適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならぬ。

第十五条 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。）に係るものを除く。）の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用して新しく構成するものとなるよう新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知す

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十一条 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

〔一 同上〕

二 第八条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号口に規定する基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

（設備管理部門及び設備利用部門）

第十二条 法第一百九条第二項の原価（以下「基礎的電気通信役務原価」という。）は、基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2 基础的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であつて次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

〔一～四 同上〕

（通信量等の記録）

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表（）に記録しておかなければならぬ。

2 前項に規定する通信量等を記録しようとする適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならぬ。

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。）に係るものを除く。）の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるよう新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知す

通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するよう新たに構成するものとして行うものでなければならない。

〔一～五 略〕

〔3・4 略〕

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項

一般法定機能

第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）

第十一条第二項

対象設備等

〔略〕

〔略〕

第十一条第三項

〔略〕

法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産額

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則別表第七第二の固定資産

る手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するよう新たに構成するものとして行うものでなければならない。

〔一～五 同上〕

〔3・4 同上〕

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項

一般法定機能

適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）

第十一条第二項

対象設備等

〔同上〕

〔同上〕

第十一条第三項

〔同上〕

法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産額

を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理)	第十七条の二 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。)の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。	「2・3 略」	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として
(設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定)	第十八条 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十九条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。	「2・3 略」	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として
(設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定)	第十八条 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十九条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。	「2・3 同上」	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として
(設備利用費の算定)	第十九条 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価」欄に掲げる原価(以下「控除対象原価」という。)を控除した後のために、効率化率を乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。	「2・3 同上」	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として
(設備利用費の算定)	第十九条 設備利用部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価」欄に掲げる原価(以下「控除対象原価」という。)を控除した後のために、効率化率を乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。	「2・3 同上」	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として
(設備利用費の算定)	第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る通信事業に属する活動(電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な費用(接続会計規則別表第二様式第四様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。)に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。	「2・3 同上」	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として	帳簿価額を基礎として

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

二十一條 接続料規則第十一條（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条 接続料規則第十一條（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

### （第一種交付金の交付の特例）

第二十二条 支援機関は、法第九条第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかるわらず、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずることができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

2 支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に関して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合に

### (交付金の交付の特例)

第二十二条 支援機関は、法第二百九十三条第一項の規定により認可を受けた交付金の額にかかわらず、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき負担金の額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき負担金を基礎として交付金を交付すべき適格電気通信事業者が二以上あるときは、適格電気通信事業者ごとに交付金の額から減ずることができる。この場合において、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。

2 支援機関は、前項の規定により交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に  
関して接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付

は、当該納付された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

### 第三章 第一種負担金

#### （第一種負担金の限度に係る収益の額の算定方法）

第二十六条 法第百十条第一項ただし書の総務省令で定める方法は、接続電気通信事業者等を算定対象電気通信事業者とみなして、第二十四条（第二項を除く。）の規定を適用して算定する方法とする。

#### （第一種負担金の額の算定方法等）

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下通信番号の数（以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。）をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に係る額に満たない額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。）で除して得た数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。）を乗じる方法とする。

2 各接続電気通信事業者等の前年度の第一種負担金の額の算定において、番号単価に最終算定月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除して

された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき負担金を基礎として交付金を交付すべき適格電気通信事業者が二以上あるときは、適格電気通信事業者ごとに交付すべき交付金の額は、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。

### 第三章 負担金

#### （負担金の限度に係る収益の額の算定方法）

第二十六条 法第百十条第一項ただし書の総務省令で定める方法は、接続電気通信事業者等を算定対象電気通信事業者とみなして、第二十四条（第二項を除く。）の規定を適用して算定する方法とする。

#### （負担金の額の算定方法等）

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。）をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額に満たない額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には、零とする。）で除して得た数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。）を乗じる方法とする。

2 各接続電気通信事業者等の前年度の負担金の額の算定において、番号単価に最終算定月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除して

除してなお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の第一種負担金の額の算定に充てなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

なお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の負担金の額の算定に充てなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいよう掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等との電気通信番号の数を信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

〔5 略〕

6 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

7 第一種適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの（以下「第一種負担金等の額」という。）の、当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該第一種適格電気通信事業者の第一種負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

〔第一種負担金の額等の認可申請等〕

第二十八条 法第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

一 第一種適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

二 接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額

三 第二十五条第一項又は第三項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し

四 算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法

五 第一種負担金の徴収方法

六 第一種負担金の納付期限

〔七・八 略〕

2 支援機関は、前項の規定による申請後又は法第百十条第二項の認可後に第二十五条第二項の

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいよう掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び負担金を納付すべき接続電気通信事業者等との電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

〔5 同上〕

6 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

7 適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの（以下「負担金等の額」という。）の、当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該適格電気通信事業者の負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

〔負担金の額等の認可申請等〕

第二十八条 法第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

一 適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

二 接続電気通信事業者等ごとの負担金の額

三 第二十五条第一項又は第三項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し

四 算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法

五 負担金の徴収方法

六 負担金の納付期限

〔七・八 同上〕

2 支援機関は、前項の規定による申請後又は法第百十条第二項の認可後に第二十五条第二項の

規定に基づき算定対象電気通信事業者がこの回条第一項各号に掲げる事項を記載した書類の提出  
がない場合は、速やかに、当該書類の写しを総務大臣に提出しなければならない。  
様式第1（第4条関係）

〔略〕  
第一種交付金の額及び交付方法認可申請書  
〔同左〕  
第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額  
注 第一種適格電気通信事業者ごとに記載すること。  
〔2 略〕  
様式第2（第28条関係）

〔略〕  
第一種負担金の額及び徵収方法認可申請書  
〔同左〕

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徵収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種負担金の額  
注 略  
〔2 略〕

別表第1（第6条関係）

法第108条第1項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名

〔略〕

		設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価
収益の額	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数
うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数
削減以外の原価	削減原価	削減原価	削減原価

規定に基づき算定対象電気通信事業者がこの回条第一項各号に掲げる事項を記載した書類の提出  
がない場合は、速やかに、当該書類の写しを総務大臣に提出しなければならない。  
様式第1（第4条関係）

交付金の額及び交付方法認可申請書

〔同左〕

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額  
注 適格電気通信事業者ごとに記載すること。  
〔2 同左〕  
様式第2（第28条関係）

〔略〕  
負担金の額及び徵収方法認可申請書  
〔同左〕

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徵収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額  
注 同左  
〔2 同左〕

別表第1（第6条関係）

法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名

〔同左〕

		設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価
収益の額	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数
うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数
削減以外の原価	削減原価	削減原価	削減原価

〔略〕

注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた第一種適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

- 2 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務収支表ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。
- 3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

- 4 接続料規則第11条（第3項ただし書き及び第5項ただし書きの規定を除く。）、第12条（第5項の規定を除く。）及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	「般社債整理	第一種適格電気通信事業者の提供による 第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る交付金及び負担金算定等規則第11 条第1項に規定する電気通信役務（電 気通信役務を除む。以下「算定対象 電気通信役務」といふ。）	〔略〕
第11条第2項	〔略〕	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設	〔略〕
第11条第3項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設	〔同左〕

〔略〕

注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

- 2 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務収支表ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。
- 3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

- 4 接続料規則第11条（第3項ただし書き及び第5項ただし書きの規定を除く。）、第12条（第5項の規定を除く。）及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	「般社債整理	第一種適格電気通信事業者の提供による 第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る交付金及び負担金算定等規則第11 条第1項に規定する電気通信役務（電 気通信役務を除む。以下「算定対象 電気通信役務」といふ。）	〔同左〕
第11条第2項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設	〔同左〕
第11条第3項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設	〔同左〕

〔略〕	対象設備等の第一種指 定設備管理運営費	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る営業費用
〔略〕	〔略〕	〔略〕
5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。	6 〔略〕	別表第1の2(第6条関係) 第7条第5号に規定する事項 第一種適格電気通信事業者名
〔表略〕	〔注1～9 略〕	〔略〕
10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。 自己資本費用 = 第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 (当該役務の提供に係るものに限る。) × 自己資本比率 × 自己資本利益率	〔11 略〕	〔12 略〕
〔13 略〕	〔14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。 利益対応税 = (自己資本費用 + 第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 (当該役務の提供に係るものに限る。) × 自己資本比率 × 自己資本利益率) × 利益対応税率	〔15 略〕
〔16 略〕	〔17 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。 利益対応税 = (自己資本費用 + 基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 (当該役務の提供に係るものに限る。) × 自己資本比率 × 自己資本利益率) × 利益対応税率	〔18 同左〕
別表第2(第6条関係) 第7条第1号及び第2号に規定する事項 第一種適格電気通信事業者名	別表第2(第6条関係) 第7条第1号及び第2号に規定する事項 適格電気通信事業者名	〔19 同左〕
〔表略〕	〔注 略〕	〔20 別表第2の2(第6条関係) 第7条第3号及び第4号に規定する割合 第一種適格電気通信事業者名

<p>〔略〕</p> <p>〔第1表・第2表 略〕</p> <p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>第1 施行規則第14条第1号口並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第1項第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>〔第1表・第2表 同左〕</p> <p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>第1 施行規則第14条第1号口並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表略〕</p>	<p>第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第2項に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表略〕</p>	<p>第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第2項に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第2項に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表略〕</p>	<p>第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第2項に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>〔電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____〕</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>第2 第1表</p> <p>〔表略〕</p>	<p>第2 第1表</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線 (専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。) であって二線式のものにつき記録することとし、低速専</p>	<p>注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線 (専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。) であって二線式のものにつき記録することとし、低速専</p>

用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

〔第2表 略〕

第3表

注 AD SL地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

〔第4表～第7表 略〕

〔第3 略〕

別表第8（第15条関係）

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔略〕	〔略〕
緊急通報用専用線	$\Sigma$ (緊急通報用専用線回線数 (距離別) × 音声伝送専用線月額基本料 × 低減率 × 第一号基礎的電気通信役務対象通信比率)

〔第2 略〕

別表第9の3（第17条の2関係）  
第二種適格電気通信事業者名

年度分  
(単位 円)

用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

〔第2表 同左〕

第3表

注 AD SL地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

〔第4表～第7表 同左〕

〔第3 同左〕

別表第8（第15条関係）

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔同左〕	〔同左〕
緊急通報用専用線	$\Sigma$ (緊急通報用専用線回線数 (距離別) × 音声伝送専用線月額基本料 × 低減率 × 基础的電気通信役務対象通信比率)

〔第2 同左〕

別表第9の3（第17条の2関係）  
第二種適格電気通信事業者名

年度分  
(単位 円)

〔表略〕	
〔注1 略〕	
〔3 略〕	
別表第9の4 (第17条の2 関係)	算定方式
費用区分	算定方式
撤去費用	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
費用区分	算定方式
廃棄物処理費	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>



第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
施行規則第14条第2号ハに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	施行規則第14条第2号ハに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
管理共通費	管理共通費
施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
施行規則第14条第2号ロに係るもの 管理共通費×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	施行規則第14条第2号ロに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率
施行規則第14条第2号ハに係るもの 管理共通費×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	施行規則第14条第2号ハに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率
別表第9の5（第17条の2関係） 第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表	別表第9の5（第17条の2関係） 第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表
第一種適格電気通信事業者名	適格電気通信事業者名
年度分 (単位 円)	年度分 (単位 円)
〔表略〕	〔表同左〕
〔注1 略〕	〔注1 同左〕
2 「地域名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。	2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。
〔3 略〕	〔3 同左〕
〔4 略〕	〔4 同左〕
〔5 略〕	〔5 同左〕
6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率を	6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率を

通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した末端設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

それぞれ記載し、前年度以前に撤去した末端設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

## 別表第10 (第1回実験) 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価勘定細表

第一種適格電気通信事業者

事業者名

通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。
別表第10（第19条関係） 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表 第二種適格電気通信事業者名

(2) 原価に係る <b>販売部門における加入電話の規格外申込み、等取次及び移動取次又はサービス取扱若者はサクセス取扱次に引受けのとき割引等次に販売係価         </b>	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及び第3号ロに規定する第一号基礎的電気通信係並びに同号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価に係るのうち、第一号基礎的電気通信の能動的活動に係るもの
(4) 代理店當業部門における加入電話の規格外申込み、等取次及び移動取次又はサービス取扱若者はサクセス取扱次に引受けのとき割引等次に販売係価	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及び第3号ロに規定

<p>〔同左〕</p> <p>(4) 理店業部における加入の</p>	<p>施行規則 第14条並びに第2号に規定する</p> <p>電気通信役務の當的業務活動に係るもの</p>	<p>施行規則 第14条並びに第2号に規定する</p> <p>電気通信役務の當的業務活動に係るもの</p>
<p>に係る原価</p> <p>(2) 売部における電話規程の申込み、等次はサス取若はに原</p> <p>施行規則 第14条並びに第2号に規定する</p> <p>基礎通信役務に係る原価同号及び第1号ハイに規定する</p> <p>基礎的通信役務の當的業務活動に係るうち、該</p> <p>電気通信役務の當的業務活動に係る</p>	<p>施行規則 第14条並びに第2号に規定する</p> <p>基礎通信役務に係る原価同号及び第1号ハイに規定する</p> <p>基礎的通信役務の當的業務活動に係るうち、該</p> <p>電気通信役務の當的業務活動に係る</p>	<p>施行規則 第14条並びに第2号に規定する</p> <p>基礎通信役務に係る原価同号及び第1号ハイに規定する</p> <p>基礎的通信役務の當的業務活動に係るうち、該</p> <p>電気通信役務の當的業務活動に係る</p>



又はデレホンカード販売作成等に係る原価	(報奨金も除く。) 以外のもの
(6) 広報又は宣伝係る原価	第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動をするは係る原価
〔略〕	〔略〕
口注文履行費	〔略〕

又はデレホンカード販売作成等に係る原価	に係るも除く。) 以外のもの
(6) 広報又は宣伝係る原価	基礎的電気通信役務の能動的な営業活動をするは係る原価
〔同左〕	〔同左〕
口注文履行費	〔同左〕

			しくは 回収等 に係る 原価
		〔略〕	〔略〕
二 試験 研究費	イ 試験 研究費	(1) 利用者系 統通信役務 の提供に直 接資する研 究開発に係 る原価	第一号基 礎的電気 通信役務 の確保に直 接資する研 究開発に係 る原価以外 のもの
	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
二 試験 研究費	イ 試験 研究費	(1) 利用者系 統通信役務 の提供に直 接資する研 究開発に係 る原価	基礎的電 気通信役 務の提供に 直接資する 研究開発に 係る原価以 外のもの
	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
(5) 法人営業部 門における開 発等に原価 のもの	第一号基 礎的電気 通信役務 の提供に直 接資する研 究開発に係 る原価以外 のもの	(5) 法人営業部 門における開 発等に原価 のもの	基礎的電 気通信役 務の確保に 直接資する 研究開発に 係る原価以 外のもの
三 管理 費	イ 営業 管理費	〔略〕	〔同左〕
(3) 営業部門 業務に係る原 価	施行規則第14 条第1号及び 第2号に規定す る基礎的電 気通信役	〔同左〕	〔同左〕
三 管理 費	イ 営業 管理費	(3) 営業部門 業務に係る原 価	施行規則第14 条第1号及び 第2号に規定す る基礎的電 気通信役

	通信役務に係る原価	務に係る原価
〔略〕	〔略〕	〔略〕
(13) 三の科目 (1) から(12)まで に掲げる原価 以外の管理 通費に係る原 価(14)及び(15) に掲げるも のを除く。)	施行規則 第14条第1号及び 第2号に規定する 第一号基礎的電氣 通信役務に係る原 価(14)及び(15) に掲げるも のを除く。)	施行規則 第14条第1号及び 第2号に規定する 基礎的電氣通信役 務に係る原価(14) 及び(15)に掲 げるも のを除く。)
〔略〕	〔略〕	〔同左〕

注1 施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。

〔2 略〕

3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

4 一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

く困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

〔5 略〕

附 則

(経過措置)

3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。

4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表の提出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、第一種適格電気通信事業者の指定があつた年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は記録をし、又は提出をする事項は、当該指定があつた年度に終了する事業年度に係るものとする。ただし、当該指定が平成十五年三月三十一日までに行われる場合にあつては、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。

5 第一種適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者が現に記録している通信量等を用いることができる。

6 第一種適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者が現に記録しているものを提出することができる。

7 接続電気通信事業者等は、第八条に定めるところにより電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、接続電気通信事業者等が現に記録している負担額等を提出することができる。

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	
第 二 平成単価	基準単価
余して得口 た額	除して得口 た額

9 前項の場合において、第一種適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。この場合、第一種適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、

は、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

〔5 同左〕

附 則

(経過措置)

3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の適格電気通信事業者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。

4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表の提出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、適格電気通信事業者の指定があつた年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は記録をする事項は、当該指定があつた年度に終了する事業年度に係るものとする。ただし、当該指定が平成十五年三月三十一日までに行われる場合にあつては、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。

5 適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録している通信量等を用いることができる。

6 適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところにより設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録している負担額等を提出することができる。

7 接続電気通信事業者等は、第八条に定めるところにより電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、接続電気通信事業者等が現に記録している負担額等を提出することができる。

〔同左〕	
第 二 平成単価	基準単価
余して得入 た額	除して得入 た額

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

9 前項の場合において、適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。この場合、適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、

類を添えて、提出しなければならない。  
備考  
表中の「」の記載は注記である。

提出しなければならない。

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第六条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
<p>(勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用)</p> <p>第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p>	<p>(勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用)</p> <p>第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p>	

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則 (経過措置等)	改 正 後	
	改	正
3 当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める第一号基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。	3 当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		附則	改 正 後
		（経過措置）	改 正 前
2	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウエアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウエアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウエアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（補填対象額の算定等の特例）

第二条 第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間ににおいて、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条二 加入者回線単価 収容局ごとの二 第一号基礎的電気通信役務原価（一） 法

法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアーログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち、施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を除して得た額をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアーログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

三 平均単価 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアーログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアーログ

加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアーログ加入者回線（次号において「合算対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を

（補填対象額の算定等の特例）

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間ににおいて、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条二 加入者回線単価 収容局ごとの二 基礎的電気通信役務原価（一） 法第百九条第二項の原価（以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。）のうち、設備管理部門の原価（施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアーログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を除して得た額をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアーログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

三 平均単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアーログ加入者回線の総数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアーログ

加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアーログ加入者回線（次号において「合算対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を

四 算定対象原価 全てのアーログ

加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアーログ加入者回線（次号において「合算対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を

五	合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものを行ふ。
六	対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものを行ふ。
六	【略】
四	合算算定
四	加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（第一号基礎的電気通信役務原価（一））のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。
五	第六号において「対象原価（一）」といふ。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
五	加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（第一号基礎的電気通信役務原価（一））のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。
六	第七号において「対象原価（二）」といふ。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
七	平均単価（二） 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価（二）の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。
八	算定対象原価（一） 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（一）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属する額をいう。

四 第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものとし、  
百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価）（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」と/orを当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

八 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価）（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」と/orを当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

八 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価）（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価（二）」と/orを当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

八 平均単価（二） 適格電気通信事業者の対象原価（二）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

八 算定対象原価（一） 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（一）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナ

		第五条 次に掲げる額を合算して得た額	第一項
一　　【略】	二　　法第一百九条第二項の原価のうち する第一号基礎的電気通信役務の規定	<p>九　算定対象原価 (二)　全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価 (二) が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線 (第十一号において「合算算定対象加入者回線 (二)」といふ。) に係る加入者回線単価 (二) を合算したものであつたものをいう。</p> <p>十　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (一) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十一　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (二) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十二　【略】</p> <p>十三　【略】</p>	<p>九　算定対象原価 (二)　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価 (二) が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線 (第十一号において「合算算定対象加入者回線 (二)」といふ。) に係る加入者回線単価 (二) を合算したものであつたものであつて、各適格電気通信事業者に係るものであるものをいう。</p> <p>十　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (一) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十一　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (二) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十二　【略】</p> <p>十三　【略】</p>
一　　【略】	二　　法第一百九条第二項の原価のうち する第一号基礎的電気通信役務の規定	<p>第一号に掲げる額に一から第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率 (第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (平成三十一年総務省令第十三号) 附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。) を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p> <p>第一次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>イ　算定対象原価 (二) が平均原価 (一) を上回る場合の当該上回る額 (各算定対象加入者回線 (一) の加入者回線単価 (一) の</p>	<p>九　算定対象原価 (二)　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価 (二) が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線 (第十一号において「合算算定対象加入者回線 (二)」といふ。) に係る加入者回線単価 (二) を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものであるものをいう。</p> <p>十　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (一) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十一　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (二) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十二　【略】</p> <p>十三　【略】</p>

		第五条 次に掲げる額を合算して得た額	第一項
一　　【同上】	二　　法第一百九条第二項の原価のうち する第一号基礎的電気通信役務の規定	<p>九　算定対象原価 (二)　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価 (二) が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線 (第十一号において「合算算定対象加入者回線 (二)」といふ。) に係る加入者回線単価 (二) を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものであるものをいう。</p> <p>十　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (一) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十一　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (二) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十二　【同上】</p> <p>十三　【同上】</p>	<p>ログ加入者回線 (第十号において「合算算定対象加入者回線 (二)」といふ。) に係る加入者回線単価 (二) を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものである。</p> <p>九　算定対象原価 (二)　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価 (二) が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線 (第十一号において「合算算定対象加入者回線 (二)」といふ。) に係る加入者回線単価 (二) を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものである。</p> <p>十　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (一) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十一　算定対象加入者回線 (二)　合算算定対象加入者回線 (二) のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>十二　【同上】</p> <p>十三　【同上】</p>
一　　【同上】	二　　法第一百九条第二項の原価のうち する第一号基礎的電気通信役務の規定	<p>第一次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>イ　算定対象原価 (二) が平均原価 (一) を上回る場合の当該上回る額 (各算定対象加入者回線 (一) の加入者回線単価 (一) の</p>	<p>第一号に掲げる額に一から第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率 (第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (平成三十一年総務省令第十三号) 附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。) を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p> <p>第一次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>イ　算定対象原価 (二) が平均原価 (一) を上回る場合の当該上回る額 (各算定対象加入者回線 (一) の加入者回線単価 (一) の</p>

提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額がある場合に、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）
うち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に係るものであつて、算定対象加入者回線（二）に対応した当該交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
（一）のうち、平均単価（二）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）
（二）のうち、平均単価（一）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

（二）のうち、平均単価（一）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

（二）のうち、平均単価（一）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

（二）のうち、平均単価（一）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

次に掲げる額を合算して得た額

【略】

うち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

第一号基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する

(2) 第一號基礎的電氣通信役務原價(一)  
　　が、第九条に規定する方法により算  
　　出した収益の額を上回る場合の当該上  
　　回る額

(1) のいづれか低い額

（1）基礎的電気通信役務原価（一）が、第  
四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役  
務の提供に係るものに限る。）のいずれか  
低い額

次(1)及び(2)に掲げる額 (施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

(1) 基礎的電気通信役務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額を上回る場合の当該上回る額を合算して得た額

次に掲げる額を合算して得た額

「同上」

行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入回線(二)に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

基礎的電気通信役務原価(二) (施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気

(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に  
九条に規定する方法により算出した取  
益の額を上回る場合の当該上回る額

<p>基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。) が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>	
(1)	次(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額
(2)	第一号基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
(1)	第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
(2)	第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
(1)	第一号基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
(2)	第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
(1)	第一号基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
(2)	第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

<p>通信役務の提供に係るものに限る。) が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>	
(1)	次(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額
(2)	基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額
(1)	次(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額
(2)	基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額




気通信役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならぬ。

役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならない。

第一号基礎的電気通信役務原価(一) (前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務(一)をいう。以下同じ。) 新規則別表第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務(一)を指す。

又は設備等区分  
二 第一号基礎的電気通信役務原価(一) (前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務原価(二)をいう。以下同じ。) 附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分

前多の場合における新規別表第一号第一項の整理に於ける各号における第一号基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務原価(一) 資産に於いては新規別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した新規別表第七第一による固定資産明細表及び新規別表第七第二による固定資産帰属明細表、費用に於いては新規別表第八第一に掲げる費用計算方式、新規別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規別表第九による設備区分別費用明細表

第一号基礎的電気通信役務原価 (一) 資産にあっては附則別表第二に掲げる正味固定資産額算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二による固定資産帰属明細表、費用にあっては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費用明細表

信務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」へある「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」へ読み替へる。

新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価(二)の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条 [略]

第一号基礎的電気通信役務の令和二年改正省令附則別表第  
提供に係る第一種交付金及び  
第一種負担金算定等規別表三

<p>二 基礎的電気通信役務原価（二）（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三号に規定する基礎的電気通信役務原価（二）をいう。以下同じ。）附則別表第一第一及び第一の左欄の対象設備又は附属設備等との同表第一及び第一の右欄の設備区分又は設備等区分</p> <p>二 基礎的電気通信役務原価（二）（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三号に規定する基礎的電気通信役務原価（二）をいう。以下同じ。）附則別表第一第一及び第一の左欄の対象設備又は附属設備等との同表第一及び第一の右欄の設備区分又は設備等区分</p> <p>前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。</p> <p>一 基礎的電気通信役務原価（一） 資産にあつては新規則別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別表第七第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九による設備区分別費用明細表</p> <p>二 基礎的電気通信役務原価（二） 資産にあつては附則別表第一に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費用明細表</p> <p>第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「賦税的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。</p> <p>〔同上〕</p> <p>新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>〔同上〕</p>	<p>第十七条</p> <p>〔同上〕</p>	<p>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等三</p>
--	-------------------------	------------------------------------

<p>基礎的電気通信役務の提供に令和二年改正省令附則別表第 係る交付金及び負担金算定等三 規則別表第七</p>	<p>〔同上〕</p>
---	-------------

二 基礎的電気通信役務原価(二) 資産にあつては附則別表第一に掲げる正味固定資産価額を算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費用明細表

第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(一)の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」のあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第五十三号) 附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(二)の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕

基礎的電気通信役務の提供に 係る交付金及び負担金算定等 規則別表第七	〔同上〕
--	------

附則別表第4 (附則第3条関係)

## 第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔略〕	
緊急通報用専用線	$\Sigma$ (緊急通報用専用線回線数 (距離帯別) × 音声伝送専用線月額基 本回線料 (距離帯別) × 12) × 一般専用收支率 × 端末回線コスト低 減率 × 第一号基礎的電気通信役務対象通信比率

備考 製本の記載は付記である。

附則別表第4 (附則第3条関係)

## 第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔同左〕	
緊急通報用専用線	$\Sigma$ (緊急通報用専用線回線数 (距離帯別) × 音声伝送専用線月額基 本回線料 (距離帯別) × 12) × 一般専用收支率 × 端末回線コスト低 減率 × 基礎的電気通信役務対象通信比率

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十の二、様式十一、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は、報告期限が令和五年七月一日以降である報告から適用する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下この条において「新施行規則」という。）第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなつた場合にあつても、当該単位区域において、電気通信回線設備の規模（新施行規則第十四条の五第一項に規定する電気通信回線設備の規模をいう。）が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える電気通信事業者の数が一以下であるときに限り、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

2 この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなつた場合にあつても、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

3 第二条の規定による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、令和五年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者（専ら卸電気通信役務を利用して当該第二号基礎的電気通信役務を提供している者（事業用電気通信設備を設置している者を除く。）を除く。）は、この省令の施行の日から六月以内に、電気通信事業法第四十二条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則で定める技術基準に適合することについて自ら確認し、同法第四十二条第三項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、その結果を総務大臣に届け出なければならない。